



学校部活動とは

1. 部活動の位置付け

中学校学習指導要領

総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵かん養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月）（スポーツ庁、文化庁）

- 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること
- 地域移行が完了するまでの間に部活動を実施する場合には、学校の業務として行われるが、必ずしも教師が担う必要のない業務であり、教師に限らず部活動指導員や外部指導者など適切な指導者の下でおこなわれるものであること

学校部活動は・・・

教育課程外の活動

法令上の義務はない

学校の判断で実施しない場合もある

教員が担う必要はない

曖昧な位置付け

中学校の部活動は、必ず入る必要はないんだね。

